

令和2年11月18日 富山大学 五福キャンパスにおいて  
労働法制普及セミナーを行いました！

労働法制普及セミナーとは…

将来、社会に出て働く高校生や専門学校生、大学生が労働関係法令について理解を深めることは、働くことの意義と役割を学ぶだけでなく、労働関係のトラブルから身を守るためにも大切であることから、富山労働局では生徒・学生向けに労働法制の普及等に関する「出張講座」を実施しています。経験豊富な職員が、働く人たちを守る法律について、具体的な事例を示しながらわかりやすく解説します。

＜富山大学(五福キャンパス)でのセミナー＞

11月18日には富山大学の五福キャンパスにおいて、1～4年生の約30名を対象に、60分間の労働法制普及セミナーを行いました。働く人を守る労働関係の法律についての説明やユースエール認定といった厚生労働省の認定制度の紹介を行いました。

就職活動を目前に控えている学生さんや、春から就職される学生さんなど、多様な学生さんが参加されていましたが、皆さん最後まで熱心に聴講してくださいました。



労働法について説明を行う小永光監督課長



「アルバイトの労働条件を確かめよう」  
キャラクター 「たしかめたん」

授業の長さ(45分や60分など)に合わせた講座を開催できます！

10分や15分など短い時間をご希望の場合も対応いたします。

出張講座をご希望の場合は、お気軽に富山労働局雇用環境・均等室へ。

富山労働局 雇用環境・均等室 TEL:076-432-2740

(〒930-8509 富山市神通本町 1-5-5 富山労働総合庁舎 4階)